

消費者が求める企業の消費者対応～景品表示法改正を中心に～

11月20日(木)、エルおおさか南館にて、「第36回消費者問題懇話会」を開催しました。消費者問題懇話会は、企業や行政の皆様とNACS会員が情報交換を行い、相互理解を深めることを目的として毎年開催しています。今回の参加者は44人でした。

第1部では、消費者庁表示対策課課長補佐 飯塚 利行氏から、12月1日から施行される景品表示法の改正を説明していただきました。

第2部は、「景品表示法改正と望まれる事業者の消費者対応」と題して、甲南大学法科大学院教授 根岸 哲氏からご講演いただきました。消費者向け表示に関する法の分類、景品表示法の歴史と不当表示の禁止の説明の後、不当表示に対する課徴金導入に係る景表法改正法案について詳しく説明していただきました。

第3部では、参加者が6つのグループに分かれて「不当表示、偽装表示は何故無くならないのでしょうか。法律の改正だけで十分なのでしょうか」と「景品表示法の課徴金制度には自主申告での減免措置の考え方が検討されていますが、有効な制度といえるのでしょうか」の2つのテーマについて、グループワークを行いました。4グループが前者を討議し、「不当表示、偽装表示は、犯罪に近いものから事業者と消費者の常識の食い違いまで幅が広くグレーゾーンが多い。法規制と同時に、消費者も意識を高め、互いの意思疎通を図ることが大切。」などの意見が出されました。後者を討議した2グループからは、「カルテルでは自主申告が相次いでいるが、景表法で減免措置による自主申告が増えるかどうかは、最初に申告した企業への世間・マスコミの反応によるのではないか。」などの発表がされました。様々な立場の参加者が真剣に討議され、意義深い懇話会になったと思います。

(総務委員会 橋 一亮)



(消費者問題懇話会 講座風景)

